

議案第 2 号 北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

20 知事等（第 4 条第 1 項後段に規定する者を含む。）に係る令和 2 年 6 月の期末手当の額は、同条第 2 項及び附則第17項の規定にかかわらず、同条第 2 項の規定による額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 知事 100分の60

(2) 副知事 100分の77

(北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

21 常勤の委員（第 2 条第 3 項後段に規定する者を含む。）に係る令和 2 年 6 月の期末手当の額は、同条第 4 項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の90を乗じて得た額とする。

(北海道公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

19 管理者（北海道知事等の給与等に関する条例第 4 条第 1 項前段に規定する基準日前 1 月以内に管理者を退任した者を含む。）に係る令和 2 年 6 月の期末手当の額は、第 3 条及び前項の規定にかかわらず、同条例附則第20項の規定の適用がないものとした場合の同条の規定による額に100分の85を乗じて得た額とする。

(北海道病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 北海道病院事業管理者の給与等に関する条例(平成29年北海道条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 管理者(北海道知事等の給与等に関する条例第4条第1項前段に規定する基準日前1月以内に管理者を退任した者を含む。)に係る令和2年6月の期末手当の額は、第3条及び前項の規定にかかわらず、同条例附則第20項の規定の適用がないものとした場合の同条の規定による額に100分の85を乗じて得た額とする。

(北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和32年北海道条例第89号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 22 教育長(第4条第1項後段に規定する者を含む。)に係る令和2年6月の期末手当の額は、同条第2項及び前項の規定にかかわらず、同条第2項の規定による額に100分の82を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置により道民に厳しい負担を求めることに鑑み、知事等の期末手当を減額することとするため、この条例を制定しようとするものである。